

日本税関労働組合 短期従事補償規則

（根拠）

第1条 この規則は、日本税関労働組合同規約（以下、「規約」という。）第43条第4項に基づき定める。

（目的）

第2条 この規則は、規約第43条第2項による短期従事補償の支給について、適正かつ公正な運営に資することを目的とする。

（補償の対象）

第3条 補償の対象は、役員とし、人事院規則17-2第6条第1項に規定する短期従事の許可を受け、専ら組合業務に従事した場合、その経済的な損失を補償する。

（補償の額）

第4条 補償額は、その者の短期従事期間にかかる給与の減額分とする。

（支払時期）

第5条 補償金は、前条に規定する額について、短期従事を使用した者が減額による給与の支給を受けた日以後、速やかに支払うものとする。

（改廃）

第6条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則（平成17年10月12日 第46回大会）

- 1 この規則は、平成17年10月14日から施行する。

附 則（平成20年9月25日 第49回大会）

- 1 この規則は、平成20年9月27日から施行する。

附 則（平成29年9月15日 第58回大会）

- 1 この規則は、平成29年9月19日から施行する。